

【標準報酬等級表（平成28年4月～）】

等級	報酬月額 (円以上) ～ (円未満)	標準報酬月額 (円)	等級	報酬月額 (円以上) ～ (円未満)	標準報酬月額 (円)
1	～ 101,000	98,000	25	455,000 ～ 485,000	470,000
2	101,000 ～ 107,000	104,000	26	485,000 ～ 515,000	500,000
3	107,000 ～ 114,000	110,000	27	515,000 ～ 545,000	530,000
4	114,000 ～ 122,000	118,000	28	545,000 ～ 575,000	560,000
5	122,000 ～ 130,000	126,000	29	575,000 ～ 605,000	590,000
6	130,000 ～ 138,000	134,000	30	605,000 ～	620,000
7	138,000 ～ 146,000	142,000		605,000 ～ 635,000	
8	146,000 ～ 155,000	150,000	31	635,000 ～ 665,000	650,000
9	155,000 ～ 165,000	160,000	32	665,000 ～ 695,000	680,000
10	165,000 ～ 175,000	170,000	33	695,000 ～ 730,000	710,000
11	175,000 ～ 185,000	180,000	34	730,000 ～ 770,000	750,000
12	185,000 ～ 195,000	190,000	35	770,000 ～ 810,000	790,000
13	195,000 ～ 210,000	200,000	36	810,000 ～ 855,000	830,000
14	210,000 ～ 230,000	220,000	37	855,000 ～ 905,000	880,000
15	230,000 ～ 250,000	240,000	38	905,000 ～ 955,000	930,000
16	250,000 ～ 270,000	260,000	39	955,000 ～ 1,005,000	980,000
17	270,000 ～ 290,000	280,000	40	1,005,000 ～ 1,055,000	1,030,000
18	290,000 ～ 310,000	300,000	41	1,055,000 ～ 1,115,000	1,090,000
19	310,000 ～ 330,000	320,000	42	1,115,000 ～ 1,175,000	1,150,000
20	330,000 ～ 350,000	340,000	43	1,175,000 ～ 1,235,000	1,210,000
21	350,000 ～ 370,000	360,000	44	1,235,000 ～ 1,295,000	1,270,000
22	370,000 ～ 395,000	380,000	45	1,295,000 ～ 1,355,000	1,330,000
23	395,000 ～ 425,000	410,000	46	1,355,000 ～	1,390,000
24	425,000 ～ 455,000	440,000			

厚生年金の保険料および退職等年金給付（年金払い退職給付）の上限です。

短期給付・福祉事業等の場合です。

平成28年4月から追加

お知らせ

平成28年4月から、短期給付・福祉事業等に係る標準報酬月額の上限額が改正され、44級～46級が追加されました。あわせて、平成28年3月の標準報酬等級が43級で、改正後の44級～46級に該当する方については、平成28年4月に標準報酬月額を改定しました。
また、短期給付・福祉事業等に係る標準期末手当等の額の年度累計額の上限も、540万円から573万円に改正されました（標準期末手当等の額とは、期末手当の額の千円未満の額を切捨てた額をいいます）。



算定方法に関するQ&A

休業・休職中の事例についてお答えします！

Q1

4月、5月、6月とも育児休業中で報酬が支払われていません。定時決定はどのように算定するのですか？

A1

育児休業や病気休職などにより3カ月とも報酬が支払われていない場合は、従前の標準報酬月額になります。なお、3カ月とも病気休職（8割支給）などの場合も、従前の標準報酬月額になります。

Q2

6月から病気休職（8割支給）になった場合はどのように算定するのですか？

A2

病気休職などにより、給与の一部が減額されている場合（休職者給与）は、その月を除いて算定します（この例では、4月、5月の報酬を用いて算定します）。

Q3

産前産後休業中で通勤手当が支給されない場合はどのように算定するのですか？

A3

産前産後休業や病気休暇などにより、通勤手当や管理職手当等の支給が停止されても、基本給が全額支給されている間は休職者給与に該当しないため、これらの手当を除いた実際に支給された報酬により算定します。

●次回「共済フォーラム9月号」では、標準報酬等級表の改定等についてご説明します。

スキマ時間……ちょっとした時間が差をつける

毎日の行動の中で発生する移動や待機、仕事の合間に空いたちょっとした時間のこと。その時間を活用することで、仕事の効率がアップするという。例えば移動時間にスマートフォンを使ってメールの返信をしたり、タブレットで資料を読み込んだりすることで、無駄な時間を有効利用する。5分や10分といった短い時間でも積み重ねればまとまった時間になり、有意義に使えらるとして、ビジネスパーソンの間で見直されている。

はみだしキーワード
トレンド

2016年6月号
教職員のための
共済フォーラム

15